

○議長（小林菊三君） 日程第二十三議案第三十一号昭和五十五年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第五号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第三十一号昭和五十五年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第五号）について御説明申し上げます。

本補正は、一般会計同様、職員手当のみの補正でございます。

歳入はなく、予備費より財源を充当しているものでございます。

歳出ですが、総務費の一般管理費で八千円の補正をいたしたいというものでございます。これは職員の期末手当でございます。

予備費では八千円を減額したいものでございます。これは歳出の財源といたすものでございます。

以上、雑駁でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終ります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十一号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決せんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十一号は、

原案どおり可決いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第二十四議案第三十二号昭和五十五年度福生市下水道事業会計補正予算（第七号）を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第三十二号昭和五十五年度福生市下水道事業会計補正予算（第七号）について、御説明申し上げます。

まず、総則ですが、第一号では、二千万円を追加し、歳入歳出それぞれ二十三億六百六十四万七千円と定めたいものでございます。

第二号では、繰越明許の追加をいたしたく規定したものでございます。歳入でございますが、二千万円を一般会計より繰り入れいたしました。歳出では、総務費の一般管理費で三万四千円を補正いたしました。これは職員手当の増加分でございます。

事業費の管渠費ですが、八千二百八十九万九千円を補正いたしました。内容としては西住宅地区周辺排水路整備事業負担金でございます。

次に、予備費ですが、六千二百九十一万三千円を減額いたしましたものでございます。

次に、第二表の繰越明許でございますが、八千二百八十九万九千円といたしたいものでございます。

以上、雑駁でございますが、慎重御審議をいただこうとして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十二号については、委員会付託

及び討論を省略し、原案のとおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

いよいよ仲村清信君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十五議案第三十三号昭和五十六年度福

生市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 議案第三十三号昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第一号)について御説明申し上げます。

本予算は、先刻御議決いただきました昭和五十五年度一般会計補正予算(第八号)におきまする西住宅地区周辺排水路整備事業の繰り上げに伴う補正予算となっております。

まず、一ページにおきましては、総則五億七千七百三十万二千円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ九十六億三百五十七万円と定めようとするものでございます。

次に、四ページをお開きいただきますと思います。

歳入の内容について、御説明申し上げます。

先ほどの負担金の関連から、補正額一億一千八百九十八万七千円を減額いたします。これはその説明にございますとおり、西住宅地区周辺排水路整備事業に関連する下水道会計並びに羽村、瑞穂の各の減額でございます。

それから、国庫支出金につきましても四億七千五百九十四万四千円を減額いたしまして一億七千五百五十九万九千円としようとするものでございます。同じく、これは五十六年度における補助金の減額でございます。

それから、諸収入の雑入でございしますが、雑入につきましては、補正額一千七百六十二万九千円、これを追加いたします。この追加につきましては、説明欄にありますとおり、羽村と瑞穂の負担分でございます。この金額が、上の金額と下の金額と異なっておりますのは、事業費の減額による関係でございします。

以上が歳入の金額でございします。

次に歳出の五ページをお開きいただきたいと思います。

歳出におきましては、土木費の都市計画費で西住宅地区周辺排水路費総額五億九千四百九十三万一千円を全額これを減にいたしまして、今回の繰り上げ事業の関係で実施に伴う減額でございします。

なお、次の六ページでございしますが、予備費におきましては一億三千九百五十九万八千円に、一千七百六十二万九千円、羽村、瑞穂分の負担分を過年度収入として収入する関係から、これを、こちらの予備費で、これは歳入が増になりますので、したがって、歳出の措置としましては予備費で措置をしているというふうな予算の構成でございします。

したがって、歳入歳出それぞれ九十六億三百五十七万円と定めようとするものでございします。

以上、はなはだ雑駁でございしますが、慎重御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十三号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第三十三号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十六議案第三十四号昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名によりまして、議案第三十四号昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)について御説明申し上げます。

内容につきましては、西住宅地区周辺排水路施設整備関係に伴います補正でございます。

まず、総則では、第一条で八千八百三十万円を減額し、歳入歳出それぞれ二十五億六千七百七十九円と定めたいものでございます。

第二条では、地方債の変更を規定したものでございます。まず歳入でございますが、五ページでございます。

市債の下水道債で八千八百三十万円を減額したものでございます。歳出では、事業費の管渠費で九千八百十一万七千円を減額したものでございます。

これは西住宅地区周辺排水路新設工事で、昭和五十五年度に繰り上げ実施することになりました減額でございます。

予備費では九百八十一万七千円を補正し二千二百七十九万一千円としたいものでございます。

三ページでございますが、第二表地方債の補正ですが、公共下水道事業の当初計上いたしました十五億七千二百万円を十四億八千三百七十九円に変更したものでございます。

以上でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定賜りますようお願いを申し上げます。説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十四号については、委員会に付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十四号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十七議案第三十五号大型店等の新規出店と営業活動の規制強化に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(三番 加藤謹之助君登壇)

○三番(加藤謹之助君) 議案第三十五号の意見書の提出者でございますが、

まず、一言お願いいたします。

戦後、わが国における流通産業は非常に大きく変化と発展を遂げ、現在を迎えていることは御案内のとおりであります。その一つに大型店の地方進出があると思えます。すなわち、従来、百貨店は大都市の商業施設として営まれてきたわけですが、最近において大型店の地方進出はすべての地域に資本投下が行われ、地方流通市場における寡占化は年を追って増しております。

反面、地方における中小小売業は脆弱な経営基盤の中にもその影響を最も受けている現状であります。

とりわけ、福生市においては恵まれた立地条件により大型店の進出は早い時期に行われ、現時点において大型店は西友を初めとする十二店を数えております。売り上げ、売り場面積等、その占有率は他市を

はるかに上回っております。加えて近隣市町における商業施設の整正街
や市内の中小小売業者を支援する。圧迫し、ますます無秩序に大物工
店の進出を許すならば、転産業が進み、大きな社会問題となるこ
とは火を見るより明らかであります。

以上のような現状から、中小小売業の営業の機会を確保し、大物工
店の適正な配置を希望し、当意見書を提出した次第であります。
慎重に御審議をいただきます。御可決くださるようお願いいたします。

○議長（小林南三君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林南三君）

以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することと御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林南三君）

御異議なしと認めます。よって議案第三十五号

は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（小林南三君）

日程第二十八開会中の継続審査申し出についてを
議題といたします。

総務及び厚生委員長から、目下、同委員会において審査中の案
件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり
開会中の継続審査の申し出がありました。

本件申し出のうち、厚生委員会において審査中の請願第四号に
対して、お際、発言の申し出がありますので、これを許します。

（厚生委員長 関 米吉君登壇）

○厚生委員長（関 米吉君） 特に発言のお許しをいただきます。請願第
四号老人医療制度の後退反対、現行制度の改善要求に関する請
願書について、いままでの当委員会における審査経過について中間報告
を申し上げます。

御承知のとおり、本請願は、昭和五十五年九月十一日の本会議に上程

され本委員会に付託されたものでございます。以来今日まで計五回の委員会において慎重なる審査を行つてまいりましたが、去る三月十八日開催の委員会において、老人医療問題に関する社会保障制度審議会の中間答申が明らかになるに及び、全委員の意向も請願採択の方向に傾いたものであります。本請願の内容は、老人医療制度の後退反動、現行制度の改善要求について、政府及び関係機関へ意見書の提出を求めるものでございます。

御案内のとおり、最近における福生市議会の運営は、あやうな意見書の提出を求める請願、陳情は、担当委員会が審査し、採択となつた場合はその委員会が意見書を作成し、委員全員が提出すること、議会上程することが慣例となつております。

このため、議会上に提出する意見書のことについて論議があり、幸いこの請願の紹介議員が本委員会所属議員であるため、紹介議員の立場を尊重し、意見書原案の提出を求めること、即日、本日この席に直ちに原案提出は無理であるとの発言があり、この発言によりまして、委員

会の意見が二つに分れました。すなわち、請願趣旨については了解できたので、本日趣旨採択し、意見書については次の機会において委員会が検討してもよいのではないかとする意見と、意見書の中身によっては賛成できない場合もある。内容を検討せずに結論づけることは避けるべきである。次回に意見書内容を検討するとなると日程的に今会期の上程は無理なので継続審査としても同じではないかというものであります。

よつて、この異なる二つの意見の取り扱ひにつきまして起立採決によりました結果、継続審査とすべしという委員多数のため、お手元に御配付のとおり、本請願については引き続き継続審査申出書を議長あて提出した次第であります。

何とぞ、事情御了察の上、よろしく御判断いただきたく御報告申し上げます。

議長（小林菊三君） 以上で経過報告の発言は終わりました。

まず、厚生委員長からの申し出のありました請願第四号について、起立によりて採決いたします。

お諮りいたします。

請願第四号は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成 目起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数と認めます。よって請願第四号は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
次に、本件申し出のうち、総務委員会所管の三件についてお諮りいたします。

本三件は、総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって総務委員会所管の三件は、それぞれ申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君)

日程第二十九特定事件の継続調査とついでを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 以上をもって今日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって、昭和五十六年第一回福生市議会定例会を閉会いたします。
午後二時四十分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

小林 菊三

議員

関 米吉

議員

中村 清信

議員

加藤 藤吉

議員

高水 惣八

○議案(下)第(三)号 福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第二十九号 昭和五十五年福生市一般会計補正予算(第八号)

二 議案第三十号 昭和五十五年福生市国民健康保険特別会計補正予算(第五号)

三 議案第三十一号 昭和五十五年福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会

計補正予算(第五号)

四 議案第三十二号 昭和五十五年度福生市下水道事業会計補正予算(第七号)

五 議案第三十三号 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第一号)

六 議案第三十四号 昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)

福総庶発第三千百十五号

昭和五十六年三月二十三日

福生市長 田 村 匡 雄

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

追加議案の送付について

昭和五十六年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第二十九号 昭和五十五年福生市一般会計補正予算(第八号)

二 議案第三十号 昭和五十五年福生市国民健康保険特別会計補正予算(第五号)

三 議案第三十一号 昭和五十五年福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会

計補正予算(第五号)

四 議案第三十二号 昭和五十五年度福生市下水道事業会計補正予算(第七号)

五 議案第三十三号 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第一号)

六 議案第三十四号 昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)